平成２５年（フ）第１００２号
福岡県大野城市畑ケ坂２丁目２番24号サンフォーレストA103号
債務者　川野　信也
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１００８号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵825番地１フォーレス須恵B102号
債務者　冨田めぐみ（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０１２号
福岡市西区下山門団地７番405号
債務者　橋本　利夫
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０１５号
福岡市東区和白４丁目24番47―202号
債務者　宮崎　義幸
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０３０号
福岡市城南区茶山４丁目10番25号
債務者　岩元　忠廣
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０３２号
福岡市博多区吉塚２丁目20番３―213号
債務者　小山　政実
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０３５号
福岡市博多区吉塚３丁目５番４号
債務者　前原　洋一
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０４４号
福岡市博多区吉塚本町２番40―407号
債務者　明石　雅子
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０４７号
福岡県朝倉郡筑前町松延729番地２
債務者　平田　節子
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０５０号
福岡市城南区別府６丁目16番10号
債務者　野添　重行
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０５１号
福岡市早良区田村７丁目12番37―105号
債務者　多田建装こと　多田　伸也
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０５３号
福岡市早良区重留７丁目６番32―２号
債務者　林田千栄子（旧姓熊谷）
1　決定年月日時　平成25年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０５９号
福岡県春日市大谷１丁目66番地
債務者　松野恵美子
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０７０号
福岡県糟屋郡粕屋町原町３丁目５番１号原町ハイツ202号
債務者　林　　幸久
1　決定年月日時　平成25年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０７４号
福岡県筑紫野市二日市中央３丁目９番45―302号
債務者　日永田明子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０７６号
福岡市西区生の松原３丁目52番408号
債務者　中島　孝樹
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０８５号
福岡市南区花畑３丁目３番１―205号
債務者　光瀬　和人（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成25年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１０５号
福岡市東区筥松４丁目19番６―201号
債務者　山口　保弘
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部